

2017年8月29日

日本証券業協会

東京レポ・レート（レファレンス先平均値）作成・公表要領

1. 趣旨

この要領は、東京レポ・レート（レファレンス先平均値）の作成及び公表の適切な運営を確保する趣旨から、その取扱いに関する事項について定めるものとする¹。

2. 名称

レートの日本語の名称は「東京レポ・レート（レファレンス先平均値）」（以下「東京レポ・レート」という。）とする。英語の名称は「Tokyo Repo Rate(reference institutions average)」とする。

3. 作成方法

レファレンス方式（5. に定めるレファレンス先が、特定時点において市場実勢と考えるレートを報告し、報告されたレートの平均値を算出する方式をいう。）とする。

具体的には、以下のとおりとする。

対象取引	・ 債券現先及び現金担保付債券貸借の両方を一体的に対象とする。 ・ GC（General Collateral）レポとする。 ・ 銘柄後決め GC レポ（CCP 利用）及びそれ以外の GC レポの両方を一体的に対象とする。
レートの定義	・ マーケット・レート（レファレンス先が、特定時点において市場実勢と考えるレート）の一本値とする。 ・ 一本値は「オファー、ビッドの仲値」とする。 ・ 標準的な取引ロットは、全期間について 100 億円とする。 ・ 365 日ベースのレートとする。
対象期間	・ 翌日物（T+0、T+1）、1W、2W、3W、1M、3M、6M、1Y。 —— ターム物は T+1 決済の取引を対象とする。
レートの刻み	・ 0.001%（0.1bp）刻みとする。
基準時点	・ レファレンス先は、全ての期間について午前 11 時時点のレート

¹ 日本銀行ホームページ 公表資料「新たなレポ指標レートの作成・公表について」（http://www.boj.or.jp/announcements/release_2007/tanki0706a.htm/）参照。

	を報告する。
報告時点	・ レファレンス先は、全ての期間について 1 日 1 回、午前 11 時 45 分までにレートを報告する。
算出方法	・ レファレンス先から報告されたレートのうち、期間ごとに、上位 15%及び下位 15%に相当するものを除いた単純平均値（小数点第 4 位を四捨五入し、小数点第 3 位まで算出する）を算出する。 ^(注)

(注) レファレンス先から報告がない場合（報告レートの記載漏れの訂正がない場合等を含む。）の取扱いは、以下のとおりとする。

- ① 報告を行わないレファレンス先がレファレンス先数の過半である場合東京レポ・レート^①の算出、公表は行わない。レファレンス先ごとの報告レートの公表も行わない。
- ② 報告を行わないレファレンス先がレファレンス先数の半数以下の場合全てのレファレンス先が報告する場合と同数のレートをそれぞれ高い順及び低い順に除いて、単純平均を算出する。

4. 公表方法

日本証券業協会は、東京レポ・レート及びレファレンス先ごとの報告レートを、毎営業日、午後 0 時 30 分頃に日本証券業協会が指定した情報ベンダーを通じて公表する。また併せて、東京レポ・レートについては、情報ベンダーを通じて公表を行った以降、日本証券業協会のホームページにおいても公表する。

公表した東京レポ・レート及びレファレンス先ごとの報告レートは、原則として、訂正しない。訂正が必要な場合には、公表後 1 時間以内に訂正後のレートを情報ベンダーを通じて公表する。

5. レファレンス先

レファレンス先（東京レポ・レートの作成のために、毎営業日、特定時点の市場実勢レートを日本証券業協会に報告する先をいう。以下同じ。）については、以下のとおりとする。

(1) レファレンス先の数

レファレンス先^②の数は 15 先前後（10～20 先程度）とする。

(2) レファレンス先であるための基準

レファレンス先であるための基準は、以下のとおりとする。

- ① 日本証券業協会の協会員であること
- ② 対象取引を活発に行っていること
- ③ 信用力、レピュテーションに問題がないこと
- ④ レート呈示の実績に問題がないこと（既往先の継続の場合）

(3) レファレンス先としての役割

レファレンス先になるに当たっては、レファレンス先に以下の役割を遵守することを

求める。

- ① レファレンス先としての事務を正確かつ迅速に行うこと
- ② レートの適切性や取引の公正性を確保する観点から、他のレファレンス先との間で報告レートの水準について事前の情報交換・調整を行わない等、競争を制限する行為を行わないこと
- ③ 東京レポ・レート of 適切な運営や信頼性確保に積極的に協力すること

(注) 上記①～③の他、レファレンス先が東京レポ・レートを「他者との取引に使用している場合」等で利益相反の発生が懸念されるときには、レートの適切性や取引の公正性を確保するため、レファレンス先において、適用される監督指針に則り利益相反を適切に管理するための手続きと方針等を明確化しておくことが考えられる。

(4) レファレンス先の選定

レファレンス先の選定は、公募により日本証券業協会が行うものとし、概ね年に1回の頻度で選定替えを行う。希望する先数が20先前後又はそれを上回る場合には、(2)に定める基準を踏まえつつ、なるべく幅広い市場参加者の金利観をカバーできるようにレファレンス先を選定する。

(5) レファレンス先の辞退

レファレンス先は、やむを得ない特段の事情によりレファレンス先を辞退しなければならない場合には、レートの報告を取り止めようとする日の少なくとも1か月前までに、所定の様式により日本証券業協会に届け出なければならない。

6. レファレンス先等との会合

日本証券業協会は、東京レポ・レート of 適切な運営及び改善を図るため、レファレンス先及びレポ市場関係者による会合を必要に応じて開催する。

7. 事務の委託

日本証券業協会は、東京レポ・レート of 作成及び公表事務の一部を第三者である事務受託者に委託する。

以 上